

12. 会社員や公務員でも NPO 法人の役員になれますか？

これはその方の勤務先によって対応が異なるため、一概に判断することができません。会社員の場合、勤めている会社の就業規則などに「兼業禁止」や「他の会社や法人の役員などになってはいけない」等の項目があれば NPO 法人の役員になり法人を運営していくことは難しくなります。NPO 活動の場合、活動の内容によっては、ボランティア活動の一環として、仕事に支障が出ない範囲に限り、兼業禁止の規定があっても例外的に活動を認めてもらえる場合もあるようです。「兼業禁止」の規定がなければ、現在の仕事に支障が出ない範囲に限り、自由に他の活動も行うことができると考えることができますので、NPO 法人を立ち上げることも可能といえるでしょう。ただし、念のため、NPO 法人設立前に会社に確認をとっておいたほうがいいでしょう。

また、公務員については、国家公務員でも地方公務員であっても、社員はもちろんのこと、非常勤で無報酬であれば、基本的に許可なく役員になれます。職務の専任義務というのがありますが、勤務中はその仕事に専念しなさいということなので、逆に勤務時間以外に無報酬でNPO活動に参加することを禁止しているものではありません。

ただ、その法人が行政からの仕事を受注する場合は別の問題が発生する可能性があります。場合によっては所属の長の許可を必要とするケースもあるようですので、問題がありそうな場合は、事前に役所内で確認を取られた方がよいと思われます。